

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5-⑥)

政策分野名 【施策名】	担い手の育成・確保等と農業経営の安定化	担当部局名	経営局(大臣官房) 【大臣官房政策課、経営局経営政策課/就農・女性課/保険課】
政策の概要 【施策の概要】	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し、経営継承や新規就農、人材の育成・確保等、次世代型の農業支援サービスの定着、多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進、収入保険制度の着実な推進等	政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展
政策に関する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(1)(2)(4) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)第1 5 (1) ⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) - III 政策の展開方向 3 ・第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定) ・農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針(令和4年6月17日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手(注)の経営発展を後押しするため、担い手への重点的な支援の実施、農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化、青色申告を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	担い手への重点的な支援の実施										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農業経営体のうち認定農業者の割合	20.1 %	元年度	24.0 %	7年度	21.1 %	21.7 %	22.3 %	22.9 %	23.5 %	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のアの「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開」に該当するアウトカム指標として設定。
					21.7 %	22.1 %	22.8 %				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農業経営体に占める認定農業者の割合については、平成28年度から令和元年度まで毎年0.5%の伸び率であることから、この伸び率以上に増加させることを目標として、令和7年度の目標値を24%に設定。
	把握の方法			出典:「農林業センサス」(農林水産省統計部)・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部)・「認定農業者の認定状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「認定農業者数」が占める割合							
達成度合いの判定方法			達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 農業法人経営体数	14,600 法人	25年度	50,000 法人	5年度	39,380 法人	42,920 法人	46,460 法人	50,000 法人	－	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のイの「農業経営の法人化を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。
					30,707 法人	31,600 法人	32,200 法人				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを成果目標(KPI)としている。 このため、平成25年度の14,600法人について、令和5年度までに約3,500法人/年増加させることとして目標を設定。
	把握の方法		出典:「農林業センサス」・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」(※) ※令和2年度以降の実績値は、一戸一法人等を含む。								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		青色申告の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 農業経営体のうち青色申告者の割合	39.0 %	元年度	60.0 %	7年度	42.5 %	46.0 %	49.5 %	53.0 %	56.5 %	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のウ「農業者による青色申告を推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					44.0 %	46.3 %	49.3 %				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の実績値39%を基準値とし、平成26年度から令和元年度までの年増加率(2%/年)について、増加率を倍近くに増加させることとして、令和7年度の目標値を60%に設定。
	把握の方法		出典:「国税庁事務年報(個人・農業所得用)」・「国税庁会社標本調査」(国税庁)、「農林業センサス」・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「農業所得者の青色申告者数」の占める割合 「農業所得者の青色申告者数」は、「国税庁事務年報」の「農業所得者」の「青色申告者数」の数値及び「農業構造動態調査」の「団体経営体数」のうち「法人経営体数」(※)に「国税庁会社標本調査」の「青白区分」の資本金階級5億円以下の単体法人の青色申告の割合をかけた数値により推計 ※令和元年度は、「農業構造動態調査」の「組織経営体数」のうち、「農産物の生産を行う法人組織経営体数」。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。 令和2年度は、「農林業センサス」の「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」。								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		農業を支える人材の育成のための農業教育の充実									
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
ア 農業大学校卒業生の就農率	53.5%	3年度	57.5%	7年度	-	-	54.5%	55.5%	56.5%	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のイの「将来的に農業を職業として選択する人材を育成」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	-	54.2%				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度の実績値53.5%を基準値とし、平成24年度から令和3年度までの年増加率(0.52%/年)について、増加率を倍程度に増加させることとして、令和7年度の目標を57.5%に設定。
	把握の方法		出典:「全国農業大学校等の概要」(全国農業大学校協議会) 作成時期:各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:道府県立農業大学校卒業生総数(養成課程)のうち、「農業従事者数」、「継続研修」及び「就職者(農業にも一部従事)」を合計した人数の割合								
	達成度合いの 判定方法		達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】		青年層の新規就農と定着促進									
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
ア 40代以下の農業従事者数	31.1 万人	25年度	40.0 万人	5年度	37.3 万人	38.2 万人	39.1 万人	40.0 万人	-	S↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のウの「青年層の農業内外からの新規就農と定着促進」に該当するアウトカム指標として設定。
					22.7 万人	22.6 万人	21.9 万人				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」という目標を設定している。 このため、令和5年度までに40代以下の農業従事者数を40万人に拡大することとし、8,900人/年増加することとして目標を設定。
	把握の方法		出典:「農林業センサス」、「農業構造動態調査」(組替集計)(農林水産省統計部) 作成時期:各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:令和3年度及び令和4年度は、「農業構造動態調査」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値 平成25年度及び令和2年度は、「農林業センサス」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値(※) ※平成25年度は、「2010年農林業センサス」の数値をベースに、機械的な方法((i)前年の49歳以下の農業従事者の数から、(ii)当年に50歳になる者の数を差し引いた後、(iii)当年の49歳以下の新規就農者の数を加える(農業に従事しなくなった者の数は考慮していない))により計算した数値。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】		女性が能力を発揮できる環境整備									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
ア 認定農業者に占める女性の割合	4.8 %	元年度	5.5 %	8年度	4.9 %	5.0 %	5.1 %	5.2 %	5.3 %	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「認定農業者に占める女性の割合」(令和7年度までに5.5%)を測定指標として設定。(注:政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として5.5%) このため、令和元年度の4.8%について、令和8年度までに毎年0.1%/年増加させることとして目標を設定。
イ 農業委員に占める女性の割合	11.8 %	30年度	30.0 %	7年度	17.0 %	19.6 %	22.2 %	24.8 %	27.4 %	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農業委員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「農業委員に占める女性の割合」(令和7年度までに30%)を測定指標として設定。 このため、平成30年度の11.8%について、令和7年度までに毎年2.6%/年増加させることとして目標を設定。
把握の方法		出典:「農業委員への女性の参画状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度10月1日時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:農業委員の人数のうち、女性の人数の割合									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ウ 農業協同組合の役員に占める女性の割合	8.0 %	元年度	15.0 %	8年度	9.0 %	10.0 %	11.0 %	12.0 %	13.0 %	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農協役員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「農業協同組合の役員に占める女性の割合」(令和7年度までに15%)を測定指標として設定。 (注:政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として15%) このため、令和元年度の8%について、令和8年度までに毎年1%/年増加させることとして目標を設定。
	把握の方法		出典:「総合農協統計表」(農林水産省経営局) 作成時期:各農業協同組合の事業年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:農業協同組合の役員数のうち、女性の人数の割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)		次世代型の農業支援サービスの定着											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、次世代型の農業支援サービスの定着を促進する。											
目標① 【達成すべき目標】		次世代型の農業支援サービスの定着											
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					年度ごとの実績値								
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
ア 2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用できている担い手の割合	59.6%	4年度	80%	7年度	-	-	-	66.4%	73.2%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の②の「次世代型の農業支援サービスの定着」において、生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進することとしている。 このため、農業支援サービスを利用又は利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用できている担い手の割合を測定指標として設定。		
											【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画(令和2年7月閣議決定)において「2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている」という成果目標(KPI)を設定。このため、令和4年度の59.6%について、令和7年度までに毎年6.8ポイント／年増加させることとして目標を設定。		
	把握の方法		出典:「令和4年度農業支援サービスの利用に関する意識・意向調査」(農林水産省統計部) ※農業支援サービスとは、不特定の農業者等に対して対価を得てサービスを提供することをいい、ドローン散布等の作業受託やデータ分析、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等をいう。 作成時期:調査結果は調査年度の12月末頃に公表予定、成果目標(KPI)の進捗状況は毎年6月頃の成長戦略フォローアップにて公表予定 算出方法:農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											

					年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
					年度ごとの実績値											
					基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	2年度			3年度	4年度	5年度	6年度	
2025年までに農業支援サービスの 利用を希望する農業の担い手の うち、実際に利用している担い手の 割合 (令和4年度に設定)	P	P	P	P	-	-	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の②の「次世代型の農業支援サービスの定着」において、生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進することとしている。 このため、農業支援サービスを利用又は利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合を測定指標として設定。					
					【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年度に実施したアンケート調査により実績を把握し、令和4年度に目標値等を設定する予定であったが、実態をより正確に把握するためには調査設計を変更し、再調査が必要であったため、令和4年度に実施する調査の結果を踏まえ、令和4年度後半に目標値等を設定することとする。											
					把握の方法		出典:- 作成時期:- 算出方法:-									
達成度合いの 判定方法		-														

施策(4)		多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農業の現場で必要な人材を確保していくため、誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりを推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 家族経営協定の締結数	58,799 件	2年度	70,000 件	8年度	-	-	62,520 件	64,390 件	66,260 件	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の③の「誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	-	59,515 件				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「家族経営協定の締結数」(令和7年度までに70,000件)を測定指標として設定。(なお、政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として70,000件) このため、令和2年度の実績58,799件について、令和8年度までに毎年約1,870件増加させることとして目標を設定。
	把握の方法										出典:「家族経営協定に関する実態調査」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:家族経営協定締結農家数
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(5)	収入保険制度等の着実な推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定を図るため、収入保険制度等を着実に推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	収入保険の普及促進・利用拡大										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 収入保険の加入経営体数	2.3万 経営体	30年度	10万 経営体	6年度	5.5万 経営体	7.1万 経営体	10万 経営体	9.7万 経営体	10万 経営体	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)①のアの「収入保険の普及促進・利用拡大を図る」に該当するアウトカム指標として設定。
					5.9万 経営体	7.9万 経営体	8.9万 経営体				【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために収入保険が有効な手段であることから、令和4年度に10万経営体を目標として取り組んできたが、令和4年度の実績値が8.9万経営体(令和5年6月時点)を超える程度となる見込みとなった。 収入保険への加入は引き続き重要であることから、目標年度を令和6年度とし引き続き加入経営体数10万経営体を目標として取り組むこととした。
	把握の方法		出典:「収入保険データ集」(農林水産省経営局) 作成時期:各年の1月から12月までに保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を前年度の実績として集計(※) ※令和4年度の実績値8.9万経営体は令和5年6月までに加入申込みのあった経営体数であり、今後、令和5年7月から12月までの加入実績を加え、最終的に令和6年2月頃に確定。 算出方法:－								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (主)	-	0088	(18) 経営継承・発展等支援事業 (平成24年度) (主)	(1)-②-ア	0105
(2) 農業支援サービス事業育成対策 (令和3年度) (主)	-	0089	(19) 青年等就農資金 (平成26年度) (主)	(2)-③-ア	0106
(3) 農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策 (令和4年度) (主)	-	0090	(20) 担い手確保・経営強化支援事業 (平成27年度) (主)	(2)-③-ア	0107
(4) 経営所得安定対策 (平成25年度) (主)	-	0091	(21) 農業経営法人化支援総合事業 (平成27年度) (主)	(1)-②-ア	0108
(5) 被害農家営農資金利子補給等補助金 (昭和28年度) (主)	-	0092	(22) 農業信用保証保険支援総合事業 (平成27年度) (主)	-	0109
(6) 農林年金給付事業 (昭和33年度) (主)	-	0093	(23) 収入保険制度の実施 (平成30年度) (主)	(5)-①-ア	0110
(7) 農業近代化資金利子補給金 (昭和41年度) (主)	(1)-②-ア	0094	(24) 外国人材受入総合支援事業 (平成30年度) (主)	-	0111
(8) 特定地域経営支援対策事業 (昭和51年度) (主)	-	0095	(25) 女性が変わる未来の農業推進事業 (平成30年度) (主)	(2)-④-ア (2)-④-イ (2)-④-ウ (4)-①-ア	0112
(9) 人権問題啓発事業 (平成9年度) (主)	-	0096	(26) 農業労働力確保緊急支援事業 (令和2年度) (主)	-	0113
(10) 農業者年金事業 (平成15年度) (主)	-	0097	(27) 経営継続補助事業 (令和2年度) (主)	-	0114
(11) 独立行政法人農業者年金基金運営費 (平成15年度) (主)	-	0098	(28) 新規就農者育成総合対策のうち経営発展への支援・資金面の支援 (令和4年度) (主)	(2)-②-ア (2)-③-ア (4)-①-ア	0115
(12) 株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務補給金 (平成20年度) (主)	(1)-②-ア	0099	(29) 新規就農者育成総合対策のうちサポート体制の充実・人材の呼び込み等への支援 (令和4年度) (主)	(2)-②-ア (2)-③-ア (4)-①-ア	0116
(13) 株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務 (平成20年度) (主)	-	0100	(30) 農業労働力確保支援事業 (令和4年度) (主)	-	0117

(14)	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (平成22年度) (主)	(1)-②-ア	0101	(31)	農業経営・就農支援体制整備推進事業 (令和5年度) (主)	(1)-②-ア	0118
(15)	農業改良資金利子補給金 (平成22年度) (主)	(1)-②-ア	0102	(32)	担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成22年度) (主)	(1)-②-ア	0119
(16)	農業経営改善利子補給金交付事業 (平成23年度) (主)	(1)-②-ア	0103	(33)	農業共済事業の実施 (昭和22年度) (主)	-	0245
(17)	農業人材力強化総合支援事業 (平成24年度) (主)	(2)-②-ア (2)-③-ア (4)-①-ア	0104				
行政事業レビューシート 参照URL		https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya06.html					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 農業保険法 (昭和22年) (主)	-	-	-	-	(5)-①-A	災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営の影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施することにより、農業者の経営安定に寄与する。
(2) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和30年) (主)	-	-	-	-	-	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(3) 農業改良資金融通法 (昭和31年) (主)	-	-	-	-	-	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付ける場合に、国が日本政策金融公庫等に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(4) 農業近代化資金融通法 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	-	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(5) 農業信用保証保険法 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	-	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等を行うことにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(6) 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年) (主)	-	-	-	-	-	自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与する。
(7) 独立行政法人農業者年金基金法 (平成14年) (主)	-	-	-	-	-	(独)農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与する。
(8) 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年) (主)	-	-	-	-	-	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害(危機)に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(9) 保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5第1項第4号] (昭和28年度) (主)	10,626 (10,626)	10,511 (10,511)	10,465 (10,465)	-	-	全国共済農業協同組合連合会が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した場合に、全国共済農業協同組合連合会が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に進むことによる農業経営の維持に寄与する。
(10) 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第10項] (昭和30年度) (主)	85 (60)	103 (130)	95 (令和5年 9月頃 把握予定)	95	-	株式会社日本政策金融公庫資金(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は農業近代化資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を乗じて得た額を控除することができる(控除額の上限は価格の1/2)。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。
(11) 農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記に係る税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条第2項] (昭和48年度) (主)	507 (879)	507 (954)	668 (801)	773	-	農業者等が融資機関からの資金の借入れに際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減(4/1,000 → 1.5/1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手の資金調達の円滑化に寄与する。

(12)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例[固定資産税:地方税法349条の3第3項、附則第15条第36項及び第37条] (昭和49年度) (主)	398 (159)	398 (134)	154 (令和5年 9月頃 把握予定)	182	-	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分(認定新規就農者が利用する場合は5年度分)に限り価格の1/2(認定新規就農者が利用する場合は2/3)とすることができる。 減税措置により共同利用に供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。
(13)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第14号、第65条の4第1項第14号] (昭和49年度) (主)	(農協系統) (所得税に ついては、 特別控除の 見込み額を 記載) 87 (240) (法人税) 0 (-)	(農協系統) (所得税に ついては、 特別控除の 見込み額を 記載) 140 (142) (法人税) 0 (-)	(農協系統) (所得税に ついては、 特別控除の 見込み額を 記載) 177 (236) (法人税) 0 (3)	(農協系統) (所得税については、特別控除の見込み額を記載) 206 (法人税) 1	-	組合員等の有する土地等について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与する。
(14)	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11、同施行令第39条の22第1項] (農業信用基金協会:昭和50年度) (主)	30 (24)	30 (23)	25 (33)	25	-	農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(15)	企業年金等の積立金に対する課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の5] (平成11年度) (主)	4,444 (4,444)	4,432 (4,432)	4,427 (4,427)	-	-	全国共済農業協同組合連合会が行う企業年金業務に係る退職年金積立金について、法人税を課税しないことができる。 少子高齢化が進展している状況において、本措置により公的年金を補完する企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の安定した運営が図られることにより農業関係者等の生活の安定向上に寄与する。
(16)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の2] (平成13年度) (主)	1,301 (515)	987 (1,128)	477 (861)	-	-	農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与する。
(17)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第24条の2、第24条の3、第61条の2、第61条の3] (平成19年度) (主)	13,920 (13,590)	13,202 (14,924)	14,499 (令和5年 9月頃 把握予定)	-	-	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用の建物・機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)							
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
【復興庁より】 (1) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業 (平成24年度)		-	復-0066	【復興庁より】 (3) 農業改良資金利子補給金 (平成24年度)		-	復-0068
【復興庁より】 (2) 農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業 (平成24年度)		-	復-0067	【復興庁より】 (4) 担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成24年度)		(1)-②-ア	復-0069
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL		(復興庁HP) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html					

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注	担い手	担い手の範囲は以下のとおり。 ○認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体(個人・法人) ○認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(個人・法人) ○基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体(個人・法人) ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者 ② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者 ○集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織 ① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織 ② 集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織
---	-----	---